

かいじ号

後悔…



契約は、よく考えてから

～家庭教師派遣契約にともなうトラブルについて～

「家庭教師の派遣契約の中途解約は認めるが、一緒に購入した学習教材の解約は認められない」という相談が増えています。



相談事例

事例1

家庭教師派遣の契約をするのと同時に販売員に勧められた教材を購入。既に1年経つが派遣されている家庭教師は、勧誘員に勧められて購入した教材は使わないと言っている。しかも、教材は中学1～3年までの5教科を購入したが、現在、指導を受けているのは2教科だけ。家庭教師の派遣契約は継続したいが、高額な教材購入の契約は解約したい。

事例2

訪問販売で家庭教師派遣契約を締結。その際、指導書が必要と勧められ教材を購入。販売員が「責任をもって教える。任せてください。」と言うのを信用したが、成績が上がらない。商品は一部しか受け取っていないので、受領していない教材については解約したいが販売員からは解約できないと言われた。

事例3

電話で、家庭教師の派遣について勧められた。数日後、販売員が自宅を訪れ、販売員が勧める教材を使って体験学習を行った。子供に感想を聞いたところ、「わかりやすい」と述べたため、家庭教師の派遣契約を締結。その際に、販売員から学習効果が增大すると言われたため、高額ではあったが、勧められた学習教材も購入。しかし、実際に来た家庭教師は、体験学習の家庭教師とは別人で、購入した学習教材は使わなかった。派遣会社に別の家庭教師を派遣してくれと依頼したが断られたため、契約を解除。高額な学習教材についても解除を申し出たが、「当該学習教材は、『役務対象外推奨商品』であるため、中途解約は出来ない」と言われた。

※このようなトラブルにあった場合には、早めに消費生活センターに相談してください。

■トラブルの原因

- ・販売員の不実告知（販売員のセールストークと実際が異なっている等）
- ・教材については複数年、複数科目のセット販売が多く、契約金額が高額
- ・契約書等への記載事項が不十分

■トラブルを未然に防ぐために

- ・販売員にセールストークの内容を書面に記載してもらう。
- ・一度に多量、多額な学習教材は購入しない。
- ・学習教材について「推奨品」の記載ある場合には注意し、契約する際には、派遣契約の解約について確認するとともに解約条件や学習教材契約の取り扱いについても確認する。
- ・実際に学習指導を受けてみないと効果はわからないため、契約は慎重によく考えてから行う。

「特定商取引に関する法律」が改正されました。（平成16年11月11日施行）

◇改正内容：行政規制の強化と民事ルールの整備

◇効果：例えば、嘘の説明や重要な事実を告げられなかった等により、だまされて訪問販売等の契約を結んだ場合、消費者は、該当契約を取り消して、商品の購入等の義務から解放されることが可能となりました。

※特定商取引法とは、訪問販売や家庭教師派遣の継続的な役務提供契約など、トラブルが生じやすい6つの販売形態を規制する法律です。

“牧場から食卓まで” 牛肉のトレーサビリティシステムが始まります！

国内で飼養され、12月1日以降に食肉処理された牛の精肉には、牛の個体識別番号（またはロット番号）が表示されます。この個体識別番号により、その牛がいつ・どこで生まれ、育てられ、食肉処理されたかや、品種などが確認できます。

※トレーサビリティとは、「トレース（追跡）」と「アビリティ（可能性）」を組合せた言葉で、「追跡可能性」などと訳されています。



(独)家畜改良センター提供 - 牛の個体識別番号 -

個体識別番号:1000020018

この番号の牛について、独立行政法人家畜改良センターに届け出られている情報は以下のとおりです。

| 出生の年月日 | 雌雄の別 | 母牛の個体識別番号 | 種別(品種) |
|-----------|-------|------------|--------|
| H14.06.05 | 去勢(雄) | 0123456789 | 黒毛和種 |

| | 飼養県 | 異動内容 | 異動年月日 | 飼養施設所在地 | 氏名又は名称 |
|---|-----|--------|-----------|---------|---------------|
| 1 | 福島県 | 出生 | H14.06.05 | 西白河郡西郷村 | 家畜改良センター |
| 2 | 福島県 | 転出 | H15.02.04 | 西白河郡西郷村 | 家畜改良センター |
| 3 | 岩手県 | 転入 | H15.02.04 | - | - |
| 4 | 岩手県 | 既存牛の届出 | - | - | - |
| 5 | 岩手県 | 転出 | H16.11.30 | - | - |
| 6 | 岩手県 | 搬入 | H16.11.30 | 紫波郡紫波町 | (株)岩手畜産流通センター |
| 7 | 岩手県 | と畜 | H16.12.01 | 紫波郡紫波町 | (株)岩手畜産流通センター |



耳標が装着されています。

- 国内で生まれた全ての牛と、生きたまま輸入された牛に、10桁の個体識別番号が印字された耳標が装着され、この番号がお肉になるまで伝達されます。

出生・異動などがデータベース化されています。

- 酪農家や肉用牛農家などの届出に基づき、個体識別番号によって、その牛の性別や黒毛和種などの種別に加え、出生からとさつ（と畜・解体処理）までの飼養地などがデータベースに記録されます。全てのデータは国の機関である独立行政法人家畜改良センターに集まります。

牛肉への個体識別番号が表示され取引が記録保存されています。

- 牛がとさつされ牛肉となってからは、枝肉、部分肉、精肉と加工され流通していく過程で、その取引に関わる業者などにより、個体識別番号が表示され、取引が帳簿に記録・保存されます。

全ての牛肉に表示されますか？

- 牛肉トレーサビリティ法では、国内で飼育された牛から得た牛肉を特定牛肉と呼んでおり、卸売段階での枝肉や部分肉、小売段階の精肉に表示が義務付けられます。ただし、内臓や舌、ひき肉や小間切れなどそれぞれの個体識別が判断できないものは表示の対象外となっています。

生産流通履歴はどのように公表されていますか？

- 国内で飼育された牛については、個体識別番号によって、販売されている精肉などから牛の出生までの遡及と、牛の出生から消費者の皆様へ提供されるまでの追跡が可能となります。消費者の皆さんは、家畜改良センターのホームページにアクセスしていただきますと、個体識別番号を入力することにより、その牛の生産流通履歴を見ることができます。

家畜改良センターHP <http://www.nlbc.go.jp/>
携帯電話から <http://www.id.nlbc.go.jp/mobile/>

県産牛肉の独自情報を(株)山梨食肉流通センターのHPでご紹介しています。

- 牛肉トレーサビリティ法の生産流通履歴に加え、生産者の写真、給与した餌などの情報をお伝えしております。県内のお肉屋さんやスーパーマーケットで、甲州牛や甲州ワインビーフなどの山梨県産牛肉をお求めになりましたら、山梨食肉流通センターのHPにアクセスしてご確認ください。

山梨食肉流通センターHP <http://www.y-meat-center.co.jp/>
携帯電話から <http://www.y-meat-center.co.jp/m/>

県産牛肉の情報はこの番号でお試し下さい
1000710296 1087093138



●●● 食品安全委員会とは？ ●●●

平成15年7月に、国民の健康の保護を最優先とする食品安全行政の確立をめざした食品安全基本法が施行されました。

これに伴い、食品に含まれる可能性のある有害な物質などが、人の健康に及ぼす悪影響について、化学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に評価する機関として、内閣府に食品安全委員会が設置されました。

食品安全委員会の会合は、透明性を確保するために、原則公開で行われています。また、議事録もホームページ上 (<http://www.fsc.go.jp/>) で公開されています。

● ご存じですか？ いろいろな牛乳 ●

■ 成分無調整の牛乳

製造過程で乳脂肪分を調整していないもの。この表記は法的に定められたものではなく、メーカーが自主的につけているものです。

■ 「3.5牛乳」などの数字表示の牛乳

牛乳100g中に3.5gの乳脂肪分を含むという意味で、乳脂肪の割合を示しています。

■ 原産地が商品名にある牛乳

「北海道牛乳」「〇〇高原牛乳」など、商品名や説明文に産地名があるものは、その産地の生乳を100%使用しています。

■ 牛の品種が商品名となっている牛乳

「ジャージー牛乳」など牛の品種を商品名につけたものは、その牛の生乳を100%使用しています。

■ L L 牛乳 (常温保存可能な牛乳)

超高温瞬間殺菌をおこない、あらかじめ殺菌処理した容器に無菌状態で充てんしたもので、賞味期限は常温で60日です。

■ ノンホモ牛乳

ホモジナイズ (均質化) していない牛乳のこと。生乳は、乳脂肪の粒子が大きく比重が軽いために浮き上がり、容器の上部にクリームの層ができてしまいます。最初の一口でこのクリームを飲むため、濃厚感があります。

食品安全110番

食品の表示や安全性に関する相談を受け付けています。

☎055-223-1638

※受付時間：平日午前8:30～午後5:00



くらしの危険

—国民生活センターの発表資料から抜粋—

その1 子どものやけどに注意!

(国民生活センター2003年6月発行 くらしの危険262号抜粋)

国民生活センターが、協力病院等から収集した情報をもとに発行した「くらしの危険262号」によると、やけどの事故は0～1歳児に多く、家庭内の事故が8割以上を占めているとのこと。冬場は、暖房器具等を使用する機会も増えますので、特に乳幼児のいる家庭では注意が必要です。

■ 事故事例

- ・ガード付きのファンヒーターの前に立っていて、温風で数分後に大腿部にやけどした。(0歳男児)
- ・石油ストーブの鉄板の上に手を置いてやけどし手術した。(1歳女児)
- ・加湿器につかまり立ちし、蒸気の吹き出し口に手首が押し当てられやけどした。(0歳男児)

■ 事故を防ぐために

- ・床に置いた家電製品などを整理整頓する(引っ張り・引っかかりそうなコードにも注意)
- ・熱源をもつ家電製品に関しては、ガードをするか手の届かないところに置く
- ・湯気や蒸気の出るものは、子どもが触れない場所で使用する ……など

その2 熱さまし用ジェル状冷却シートの使用に注意!

(2004年7月29日 国民生活センター公表資料抜粋)

冬場は、風邪が流行し、発熱した子どもに熱さまし用ジェルシートを使用する機会が増えるかもしれませんが、乳幼児に使用する場合には、冷却シートのずれによる窒息事故に注意しましょう。

■ 事故事例

平成16年4月下旬、発熱した生後4ヶ月の男児の額に、熱さまし用ジェル状冷却シートを貼り看護していた母親が、夕食の後片付けのため、しばらく側を離れたところ冷却シートが男児の口と鼻を塞ぎ、窒息状態となりました。救急車で病院に搬送後、様々な治療を施し一命は取りとめたものの、将来にわたって重度な障害が残る可能性が高いとの診断がくだされました。

■ 事故を防ぐために

何らかの原因で冷却シートが額等からずれて口や鼻を覆い、窒息する可能性があることを想定し、使用の際には冷却シートが鼻や口を覆わないよう、冷却シートを適当な大きさに切ったり、テープ等ではがれないようにするなど、充分注意する